

東浦町保育施設広域利用事業施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第1項の規定に基づき、他の市町村（特別区を含む。以下「他市等」という。）との保育施設の広域利用を円滑に実施し、もって児童福祉の増進を図ることを目的に実施する東浦町保育施設広域利用事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子育て支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園を除く。）及び子育て支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。
- (2) 児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する小学校就学前子どもをいう。
- (3) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- (4) 保育の委託 町内に住所を有する児童の保育を、他市等の区域内に存する保育施設（以下「町外施設」という。）において行うことをいう。
- (5) 保育の受託 他市等に住所を有する児童の保育を、本町の区域内に存する保育施設において行うことをいう。
- (6) 広域利用 保育の委託及び保育の受託をいう。

(対象者)

第3条 町長は、児童を養育する保護者が次のいずれかに該当する場合に限り、広域利用を認めるものとする。

- (1) 出産に伴う帰省等により、家庭において児童の保育を実施することが困難であると認められる場合
- (2) その他町長が広域利用の必要があると認める場合

(保育の委託)

第4条 町長は、町内に住所を有する児童を養育する保護者から他市等の保育施設への入所を希望する旨の申出があった場合において、その内容が適当と認めたときは、当該他市等の長に対し、広域利用についての協議書（様式第1）に必要な書類を添えて送付し、協議を行うものとする。

(保育の受託)

第5条 町長は、他市等の長から保育の受託の協議を受けた場合において、本町の区域内に存する保育施設の運営状況を考慮し、町内に住所を有する児童を優先して入所させた後、運営等に支障がないと認めたときは、保育の受託をすることができる。

2 町長は、前項の規定により保育の受託をする場合は広域利用についての回答書（受託）（様式第2）により、保育の受託をしない場合は広域利用についての回答書（不

受託) (様式第3) により当該他市等の長に通知するものとする。

(保育料)

第6条 保育の委託をした場合において、当該保育の委託に係る児童の保護者が負担する保育料は、東浦町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年東浦町規則第11号)第14条に定める額とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 4 条関係）

第 号
年 月 日

広域利用についての協議書

様

東浦町長 印

貴管内の保育施設の利用を希望する旨の申出がありましたので、東浦町保育施設
広域利用実施要綱の規定に基づき、次のとおり協議を依頼します。

記

児童名		生年月日	
住 所			
保護者名			
支給認定内容			
利用を希望する 保育施設名			
入所希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類			
備 考			

様式第 2 （第 5 条関係）

第 号
年 月 日

広域利用についての回答書（受託）

様

東浦町長 印

年 月 日付け 第 号により保育の受託について協議を受けた児童について、下記のとおり保育の受託をすることとしたので、東浦町保育施設広域利用実施要綱の規定に基づき、通知します。

記

児童名	
保護者名	
保育施設名	
保育の受託期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

広域利用についての回答書（不受託）

様

東浦町長 印

年 月 日付け 第 号により保育の受託について協議を受けた児童について、下記のとおり保育の受託をしないこととしたので、東浦町保育施設広域利用実施要綱の規定に基づき、通知します。

記

児童名	
保護者名	
不受託の理由	
備 考	